

第 8 章 保険

8.1	はじめに	8- 1
8.2	保険の種類と解説	8- 2
8.2.1	賠償責任保険	8- 2
8.2.2	傷害保険	8- 5
8.2.3	機体動産保険	8- 8
8.2.4	その他の保険	8-10
8.3	保険の運用	8-11
8.3.1	保険に加入するには	8-11
8.3.2	加入時の確認事項	8-12
8.3.3	事故後の対応	8-13
8.4	保険の基礎用語	8-15

8.1 はじめに

万が一の時に備えて、保険に加入することは現代社会の中で当たり前のこととなっています。例えば、死亡時のための生命保険や、自動車事故に備える自動車保険、家の火事に備える火災保険など、私達は日常生活の中で起こる万が一の場面に備えて様々な保険に加入しているわけです。気球活動も例外ではなく、死亡・負傷事故や損壊事故などの非常事態に備えて保険に加入しておく必要があります。もしも私達が気球で事故を起こし、他人を傷つけてしまったり、他人の所有物を壊してしまったり、私達は加害者として「**民事上の責任**」を負い、被害者に対して金銭により損害賠償を行わなければなりません。

損害賠償金額は、時には非常に高額になり、死亡事故などが起きれば、数千万円になることもあり得ます。このような高額な賠償金は、私達にとって非常に重い負担となり、もし支払いができない場合は被害者に大変な迷惑をかけることとなります。この時、予め賠償責任保険に加入していれば、高額な賠償金の負担を回避または緩和することができます。一方、パイロット自身や搭乗者がケガをした場合に備えて傷害保険に加入しておく、万が一の場合の医療費を補うことができます。

他にも機体の損害について補償する動産保険など、気球を運用する上で様々な保険があります。このように、保険制度を活用すると万が一のリスクに対応できるわけですが、どんな種類の保険があり、その保険が何をどこまで担保するか（請け負うか）は保険会社によって様々なのが実情です。そこで、私達は、保険の内容について正しく理解し、「**自分達が入るべき適切な保険が何であるか**」を知っておく必要があります。この章では気球活動に関わる保険について解説します。

8.2 保険の種類と解説

気球活動を行う上で有用な損害保険の種類について述べます。

ただし、保険の引き受け条件や担保内容は、保険会社により異なるため、加入する際には注意して下さい。

8.2.1 賠償責任保険

<賠償責任保険とは>

事故が発生し、第三者などに損害を与えた場合、誠心誠意謝罪することは当然のことですが、被害者に対して何らかの賠償を行う必要が生じることがあります。多くの場合、その解決方法として、被害者が被った損害を金銭に換算して、賠償金として支払います。

この時の損害賠償責任を補償する（賠償金の支払いの肩代わりを保険金額の範囲内で行う）のが、**賠償責任保険**です。気球活動に関する賠償責任保険としては、**第三者賠償責任保険**と**同乗者賠償責任保険**の2つが挙げられます。表 8-1 に両者の内容についてまとめました。

① 第三者賠償責任保険

パイロットもしくは所有者が誤って第三者の身体や財産に対して損害を与えた場合に、被害者に対する賠償責任を肩代わりする保険

② 同乗者賠償責任保険

パイロットが誤って同乗者の身体や財産に対して損害を与えた場合に、被害者に対する賠償責任を肩代わりする保険。

表 8-1 第三者賠償責任保険及び同乗者賠償責任保険の内容

	第三者賠償責任保険	同乗者賠償責任保険
(a) 保険金の支払い	被保険者に 賠償責任がある場合のみ 保険金額の範囲内で保険金が支払われる。また、被保険者の裁判費用も支払われる。	
(b) 被保険者	被保険者の定義は、取り扱い保険会社で異なる。「一般社団法人日本気球連盟公認パイロット」や「その気球を運行、管理、使用する者」など様々あり、保険代理店又は取り扱い保険会社によく説明を聞き、保険証書または保険約款で確認をして下さい。	
(c) 目的	<p>「第三者への賠償責任補償」</p> <p>第三者の定義：被保険者から見て他人。ただし、同乗者は含まれないことが一般的。また、被保険者の同居の親族や被保険者自身も含まれないことが一般的。ただし、この定義も取り扱い保険会社によって異なり、保険約款等で必ず確認が必要。</p>	<p>「同乗者への損害賠償補償」</p> <p>第三者賠償責任保険と同様に、被保険者の同居の親族及び被保険者自身は担保されないことが一般的。 <u>(パイロット自身のケガなどに対して保険金は支払われない。)</u></p>

＜賠償責任保険に加入する意味＞

賠償金額が小額ならば容易に支払うことができますが、損害が大きい場合には個人での支払いが不可能に近い多大な賠償金を支払わなければならない状況になる可能性が十分あり得ます。（例えば、電線を切断して近くの工場の操業を停止させてしまった状況を考えてみて下さい。）支払う賠償金額は最終的には裁判での決着となるかもしれませんが、莫大な賠償金はパイロット個人には非常な負担であると同時に、もしもパイロットが賠償責任を果たせない場合、被害者は最大の損害を受けることになります。

しかし、予め賠償責任保険に加入していれば、**賠償責任能力の欠如を補う**ことが可能です。従って、賠償責任保険への加入は事故に対する気球運用上のリスク回避手段として、今日ではほぼ当然のことと考えて良いでしょう。（例えば、自動車を運転する際に、任意保険に加入していることは当然のことになっています。）

☆競技飛行中の保険の有効性を確認して下さい！

競技大会が全国各地で盛んに行われていますが、多くの大会では、「第三者賠償責任保険」の加入を義務付けています。ところが、最近、参加気球同士の接触事故などでは、保険金の支払いが断られるケースが出てきました。また、競技中の気球は担保しないという見解を持つ保険会社もあるようです。競技大会中でも加入している保険が有効かどうかは、保険会社によって異なるため、事前に保険会社に問い合わせして下さい。また、現状では担保されない場合でも、特約を付加することにより保険金の支払いが可能になる場合がありますので、保険会社に確認して下さい。

☆短期でも可能

多くの保険会社では、賠償責任保険について短期間（1週間や1日間など）の契約についても取り扱っています。もしも、係留などで短期間だけ保険をかけたい場合には、保険会社に問い合わせるとよいでしょう。

8.2.2 傷害保険

<傷害保険とは>

賠償責任保険は他人にケガや損害を負わせた場合に有効な保険でした。それに対して、自分自身がケガをしてしまった時に有効な保険が傷害保険です。傷害保険では、自分がケガにより死亡したときや、入・通院した時に保険金が無条件で一律に支払われます。例えば、入院で1万円/日という条件であった場合、入院に対して1日1万円支払われます。実際にかかった費用とは無関係に支払われるため、かなりの重傷を負ってしまった場合、治療費、慰謝料、休業補償などを含めると、保険金額が不足する場合も考えられます。

また、傷害保険は、他の保険とは無関係に適用されます。例えば、生命保険などは別に支払いを受けることができます。傷害保険として気球活動でよく加入されているのが、搭乗者傷害保険です。また個人で特定の普通傷害保険に加入しておくことも有効です。傷害保険の内容について表 8-2 にまとめました。

①搭乗者傷害保険

熱気球に搭乗していて死亡、後遺障害もしくは負傷した場合の損害を補償する保険。

(責任の有無は関係なし)

②普通傷害保険

家庭内、職場内、通勤途上、旅行中などの日常生活の中で起る様々なケガ(傷害)による損害を補償する保険

表 8-2 搭乗者傷害保険及び普通傷害保険の内容

	搭乗者傷害保険	普通傷害保険
(a) 保険金の支払い	<p>誰かに責任がある必要はなく、<u>被保険者の死亡・後遺障害、入・通院</u>に対して保険金が支払われる。</p> <p>☆保険金の種類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡保険金 ・ 入院保険金 ・ 手術保険金 ・ 後遺障害保険金 ・ 通院保険金 	
(b) 被保険者	<p><u>記名式と無記名式</u>の2種類ある。</p> <p>記名式： 「あらかじめ定められた人のみ」</p> <p>無記名式： 「搭乗者または搭乗予定者全員（パイロットも含む）」</p> <p>☆一般的に記名式の方が無記名式より保険料が安い</p>	「本人」
(c) 目的	「 <u>気球搭乗中の被保険者の死亡・負傷</u> 」	「 <u>日常生活の中で起る被保険者の死亡・負傷</u> 」
(d) 備考	<p><u>(1)搭乗者の人数分の加入をする</u> 搭乗者が3名で、1名分しか加入していないと、一人に対して1/3しか保険金が支払われないと考えた方がよい。</p> <p><u>(2)「搭乗中」の定義の確認が必要</u> 保険に加入時に、「搭乗中」の定義の確認が必要。 例えば、「気球に搭乗するために気球の一部から身体を接触させた（手足を掛けた）時から始まり、気球から降りるまで」や、「飛行の準備をしている時も含まれる」など、取り扱い保険会社により異なる。</p>	<p>(1)搭乗者でない（地上クルー）場合の死亡・負傷に有効。</p> <p>(2)気球活動を日常生活の活動とみなしてくれるかどうかは、保険会社に確認が必要。</p>

<傷害保険に加入する意味>

・搭乗者傷害保険に加入する利点

搭乗者傷害保険で得られる利点は、

- | |
|------------------------------------|
| (a)パイロット自身の負傷を補償してくれる（賠償責任保険は不担保）。 |
| (b)家族を搭乗させる時にも必ず有効である（賠償責任保険は不担保）。 |
| (c)賠償責任保険より手続きが簡便。（事実に対して支払われるので。） |

などがあります。

特に、賠償責任保険はパイロット自身やその同居の親族を担保としないため、搭乗者傷害保険はパイロット自身の死亡・負傷を補償する唯一の手段と考えられます。また、賠償責任保険と異なり、死亡や入・通院の事実のみで保険金の支払いが行われるので、手続きが簡便です。

・普通傷害保険に加入する利点

搭乗者傷害保険は、搭乗者または搭乗予定者のみを対象としています。常に地上にいるクルーには適用できないわけです。搭乗予定者でないクルーのケガに備えるには、各個人で気球活動を含んで補償してくれるような普通傷害保険に加入しておくことが現状では最善の手段と考えられます。

表 8-3 各種保険の死亡・負傷に対する補償の有効度の目安

	対象者 保険	賠償責任保険		傷害保険	
		第三者賠償責任保険	同乗者賠償責任保険	搭乗者傷害保険	普通傷害保険
搭乗者	機長	×	×	○	△
	同乗者 (同居の親族以外)	×	◎	○	△
	同乗者 (同居の親族)	×	×	○	△
搭乗予定外者	クルー (同居の親族以外)	△	×	×	△
	同居の親族	×	×	×	△

◎...担保される(保険金額の範囲内で全額担保される)

○...担保される(被害状況によっては金額が不足する場合あり)

△...保険会社で異なる

×...担保されない

* 担保されるかどうかは最終的には保険約款で確認してください。

8.2.3 機体動産保険（機体保険）

機体動産保険

偶然の事故や災害により受けた機体の損害に対して支払われる保険

<機体動産保険とは>

自分達の財産である機体の損傷に備えるのが、動産保険です。表 8-4 に動産保険の内容についてまとめました。動産保険は、賠償責任保険と異なり、事故の事実で保険金が支払われます。この時、機体が修理可能であり、修理額が保険金額以下であれば、実修理代が被保険者に支払われます。一方、修理金額が保険金額を上回ったり、修理不可能である場合は、保険金額の全額が支払われることになります。

保険契約の方法は主に 2 通りあり、一つは「現在の価値による契約」で、もう一つは「再調達価格による契約」です。例えば、「現在の価値による契約」では、3 年前に 300 万円で購入した気球が全損事故となっても、300 万円の金額が支払われることはありません。

保険金額は以下の式で決まります。

$$\text{（保険金額）} = \text{（購入金額）} \times \left(1 - \left(\text{1年での減価償却率} \right) \times \text{（経過年数）} \right)$$

従って、減価償却率は 1 年あたり 10% とすると 3 年経過すると 30% となり、保険上での 3 年経過後の評価額は 210 万円となります。この例の場合は最終的に 10 年で償却することになります（表 8-5 参照）。保険金額で保険料は決まるため、保険料は毎年安くなっていきます。ただし、この減価償却率は、気球にどれくらいの料率をかけるかは定まったものではなく、保険会社によって扱いが異なると考えられます。一方、「再調達価格による契約」では、常に保険金額は 300 万円ですが、保険料は高くなります。

表 8-4 機体動産保険の内容

(a)保険金の支払い	<p>事故の事実で保険金が支払われる。</p> <p>① 修理可能な場合：「実修理代」 ② 修理できない場合や修理費が保険金額を上回る場合：「保険金額の全額」</p> <p>(ただし、火災、台風、水害、地震、盗難などを担保するかどうかは保険会社に確認する必要あり。)</p>
(b)被保険者	<p>被保険者の定義は、取り扱い保険会社で異なる。「一般社団法人日本気球連盟公認パイロット」や「その気球を運行、管理、使用する者」など様々。保険代理店又は取り扱い保険会社に説明を聞き、保険証書または保険約款で確認をして下さい。</p>
(c)目的	<p>「機体の損傷」</p>
(d)注意点	<p>保険に加入する場合、次の2通りの掛け方があります</p> <p>③ 現在価値による契約：購入金額に減価償却率をかけた金額が保険金額 ④ 再調達価格による契約：再度、新品を購入するのに必要な金額が保険金額</p>

表 8-5 動産保険の保険金額の計算例(減価償却率 10%/1年とすると)

	現在価値による契約 (償却率 10%/1年)	再調達価格による契約
購入金額	300 万円	300 万円
保険金額 1 年目	300 万円	300 万円
保険金額 2 年目 (1 年経過)	270 万円	300 万円
保険金額 3 年目 (2 年経過)	240 万円	300 万円
保険金額 4 年目 (3 年経過)	210 万円	300 万円
↓	↓	↓
保険金額 11 年目 (10 年経過)	0 円	300 万円
保険料	年々安くなる (合計では安い)	毎年同じ (合計では高い)

8.2.4 その他の保険

通常の自由飛行には直接関係ありませんが、他の気球に関する保険を挙げておきます。

(a)大会主催者の第三者賠償責任保険

大会によって発生した事故の原因が主催者側の安全対策上の過失と認められ、賠償責任があるとみなされた場合に適用されます。

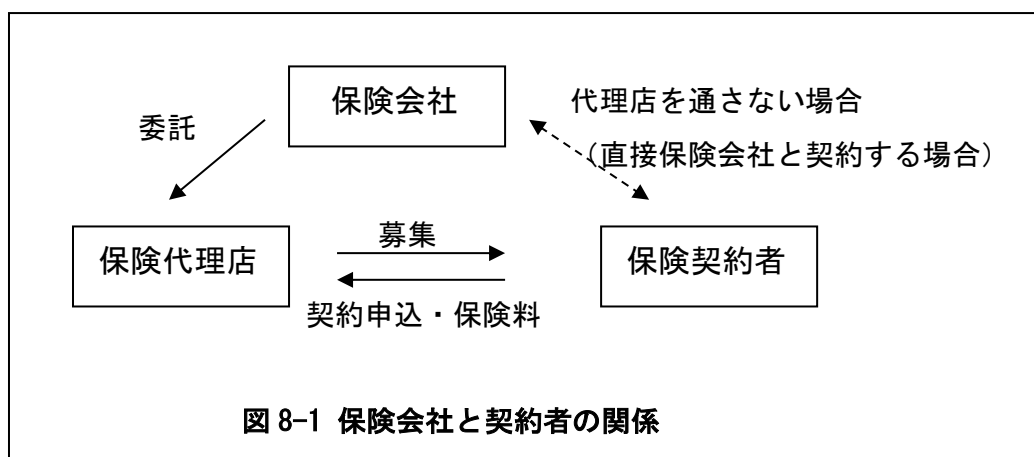
(b)イベント保険

多額の費用をかけて企画・準備した大会が、天候などで流れて予定した収入を確保できなかった場合、保険金が支払われます。

8.3 保険の運用

8.3.1 保険に加入するには

自分の加入したい保険が決まれば、保険会社と保険契約を結ぶ必要があります。直接、保険会社と契約をする場合もありますが、多くの場合は保険代理店を通した契約となります。従って、気球の保険を取り扱っている保険代理店に、自分の希望の保険があるかどうか問い合わせてみるのが一番よいと思います。



8.3.2 加入時の確認事項

<保険約款での確認>

保険代理店に自分の希望の種類保険があった場合、次のステップとして、加入するかどうかを決めなければなりません。その時、保険の内容を確認する必要がありますが、必ず**保険約款**で内容を確認して下さい。**保険約款**には、「保険金が支払われる場合」や「保険金が支払われない場合（免責）」、「保険金の計算方法」などの内容が記載されています。実際に事故が発生した場合は、保険約款に定められた内容に従って保険金が支払われます。

<最低限の確認事項>

保険約款には、保険の内容が事細かに書かれていますが、保険に詳しい人間でなければ全てを把握する事は困難です。その時、最低限確認しておく良いことを挙げておきます。

- ① 保険が適用できない条件は何か？
- ② 第三者の定義は何か？
- ③ 同乗者が負傷した場合、負傷者の通院の代金、休業補償は可能か？
- ④ 気球と接触して相手の機体が損傷した場合、第三者賠償責任保険で修理が可能か？
- ⑤ 大会中とそうでない場合に適用範囲の違いはあるか？

8.3.3 事故後の対応

実際に事故が起きてしまった場合、まず、次の2点を最初に行ってください。

- ① 負傷者を救助し、2次災害を防ぐ
- ② 迷惑をかけた方に、誠意を持った対応をする。

それが終わってから保険会社に連絡するなどの対応をします。

<保険を使用する手順>

1. 必要ならば警察・消防への連絡

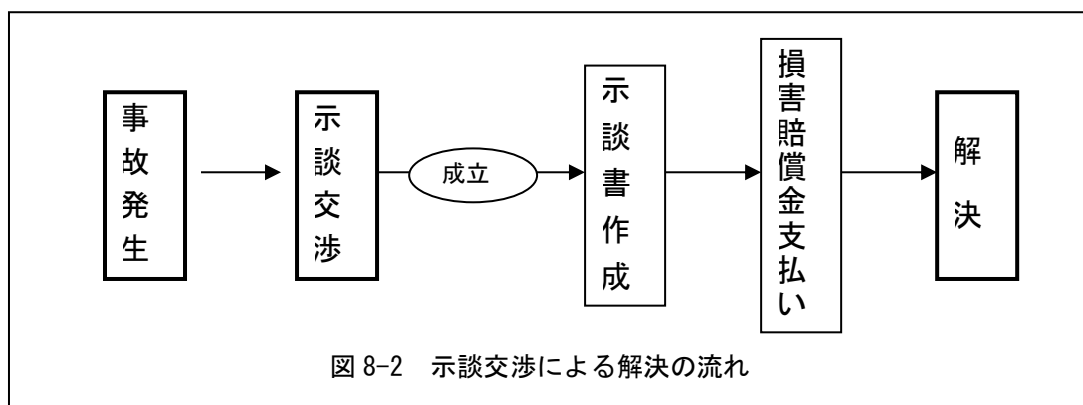
負傷者がいる場合は、救急車を呼ぶ必要があれば、119番通報します。また、警察に連絡して、現場を確認してもらうことは、事故の証明をしてもらう時に非常に有効です。更に、その時に、事故証明書を発行してもらうとなお良いです。

2. 契約している保険会社へ連絡

事故の状況を契約している保険会社又は代理店に連絡し、保険を使用するかどうかも含めて、その後の手順について指示を仰いで下さい。通常、事故から30日以内に保険会社に連絡しないと、保険の適用はできなくなります。

3. 示談により賠償金額を決める

被害者に損害を与えてしまった場合、まずは、当事者間での話し合い(示談)により解決を目指します(図8-2)。気球の保険では、ほとんどの場合、保険会社が示談代行を行ってくれません。ただし、保険会社が合意しなければ保険金は支払われないので、必ず保険会社からの指示に従って示談交渉を進めてください。



☆示談がうまくいかないと

被害者との話し合いがうまくいかず、示談で解決できない場合は、「調停」という方法が取られます。これは、相手の住所を管轄する簡易裁判所に申し立てて、当事者が出頭し、調停委員会が両者の言い分を聞きながら折り合いのつくような案をまとめます。それでも双方が同意しないと、「裁判」になります。裁判所はまず「和解」を勧めますが、これも成立しないと「判決」を下すことになります。しかし、ここまでになると解決までに非常に長い時間を要することになります。

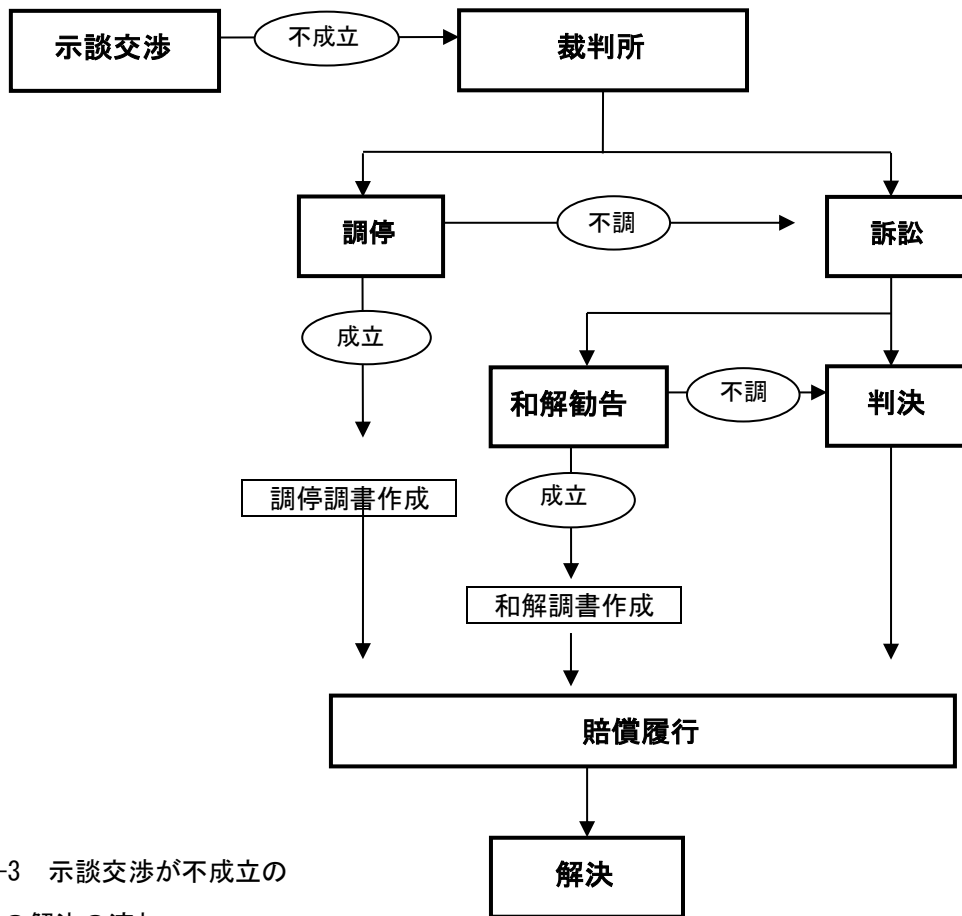


図 8-3 示談交渉が不成立の場合の解決の流れ

スムーズな解決をするには、まず被害者に対して誠心誠意謝罪をすることです。解決がうまくいかない原因のほとんどは、最初の対応の間違いにあります。一番してはならないのは、最初から「保険で対応します」とか「いくらお支払いすればよいですか」など言うてしまうことです。特に農作物への被害の場合は、農家の方が大切に育ててきたものなので、いきなり金銭の話を持ち出されると返って感情を悪くしてしまいます。とにかく謝罪をすることが大切です。

8.4 保険の基礎用語

保険に加入する際や保険を利用する場合、保険書類で使われる簡単な用語は知っておくと役に立ちます。

用語	意味
担保	補償するという意味
特約	主契約にオプション的に付ける補償。特約はあくまでもベースである主契約に付加するものであり、補償期間を主契約より長くすることはできない。主契約で補償されない不足部分を特約で補うという形となる。
保険金	事故が発生した時に保険会社が支払う金銭
保険金額	保険の契約金額（保険金を支払うべき事故が発生した時に保険会社が支払う保険金の限度額）
保険契約者	自分名義で保険会社と契約する人。
保険約款(約款)	保険契約の約束ごとが書かれた書類。どのような場合に保険金を支払うか、あるいは支払わないか、保険が有効となるための条件、および保険期間の途中で契約内容に変更が生じたらどうすべきか、など重要なことが詳細に記載されている。 保険約款には、同一種類の保険契約全てに共通な内容を定めている「普通約款」と、普通約款の内容を制限、補足、拡張、変更する内容などの働きを持ち、普通約款に優先して適用される「特約条項」がある。
保険料	保険会社に支払う金銭
保険の目的	保険を付ける対象
被保険者	保険の補償を受ける人または保険の対象となる人
免責	特定の事柄により事故が生じた場合に、例外的に保険会社が保険金の支払いを免れること。
免責金額	一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担する場合があります、その金額のこと。

<参考文献>

- 1) 角田正、長岡勝、「事故と保険」、風船、p39-44, No.70, 1993.
- 2) 長岡勝、「事故と保険」、2004年事故セミナー講演
- 3) 社団法人 日本損害保険協会 (<http://www.sonpo.or.jp/index.html>参照) 編、「損害保険のはなし」
- 4) 社団法人 日本損害保険協会 (<http://www.sonpo.or.jp/index.html>参照) 編、「これだけは知っておきたい 損害保険」